

# 工事調達における 事業継続力認定企業の評価

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 課長補佐 まつ お 松尾 けんじ 賢二

## 1. はじめに

環太平洋火山帯に位置する我が国の国土面積は、地球の陸地面積のわずか0.25%であるが、地球上の活火山のおよそ10%が国土に分布しており、古くから、列島各地で発生した地震が人々の生命、財産に甚大な被害をもたらしてきた。また、我が国は、脊梁山脈が国土を縦貫することで、可住地が少なく、河川の縦断勾配が急峻であるといった地理的条件の下、ゲリラ豪雨や台風の襲来により河川水位の急激な上昇が生じる等、国民の安寧は、国土の存在と切り離すことのできな

いさまざまな自然災害によって脅かされている（写真－1）。

地震調査研究推進本部 地震調査委員会の報告「長期評価による地震発生確率値の更新について」（令和4年1月13日）によれば、今後30年以内に発生する南海トラフ巨大地震の発生確率は70～80%と高く、内閣府の『南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について』（平成24年8月29日）（図－1）では、中部地方のうち、人口、資産、インフラが集中する沿岸部を中心に震度7規模の揺れが想定されており、これに伴う未曾有の人的・経済的損失の発生も危惧されている。

こうした自然災害発生時に、自社の事業継続に



写真－1 東日本大震災における道路啓開（出典：国土交通省 東北地方整備局）

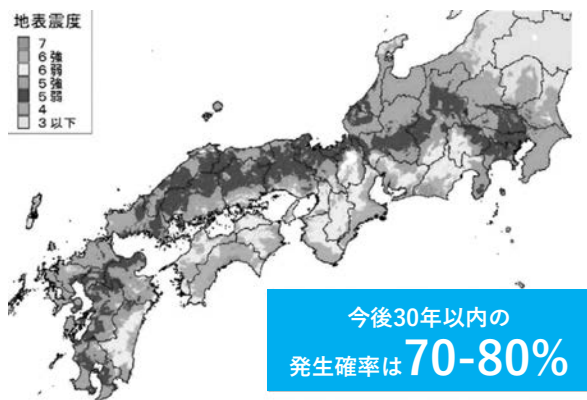


図-1 南海トラフ巨大地震の震度分布

加え、被災地域の迅速な応急対策や早期復旧のための応急復旧に関する業務の遂行等、建設業界が社会から求められる役割は大きく、その後の地域社会の復興、経済活動の再開は、地域の建設会社の存在なくしては成しえない。このため、中部地方整備局では、令和2年度に建設会社における事業継続計画（BCP）策定の推進を目的として「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」（以下、「BCP認定制度」という）を創設している。

今般、同制度において認定対象としていた工事種別（一般土木、アスファルト舗装、維持修繕）を、全工事種別に拡大したことにあわせ、災害時に継続して事業活動が実施できる体制を整えた企業に対し、工事調達を行う上でのインセンティブを付与することとした。

## 2. 事業継続力認定制度

### (1) 制度の概要

中部地方整備局は、自然災害発生時において、

緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などのインフラ施設の早期復旧に取り組む責任を担っている。

このため、平成20年3月に「中部地方整備局業務継続計画」を策定し、南海トラフ巨大地震を想定した、応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行うための体制づくりを進めているところである。

しかしながら、自然災害発生時に業務を継続するには、同局単独での対応は難しく、実際に緊急復旧の役割を担っている建設会社の協力が不可欠であり、官民一丸となった業務継続の体制づくりが必要である。

BCP認定制度は、建設会社が備えている事業継続力を同局が評価し、適合した建設会社に対する認定及びその公表により、建設会社における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、もって同局の災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上を目的としている。

認定対象としては、本店、支店、営業所のいずれかが同局管内にあり、一般競争（指名競争）参加資格を有する建設会社としている。

その中から、年に2回、企業から提出された書類に対して評価を行い、適合した申込会社に対し、同局が「災害時に基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、3年間の有効期限を持つ認定証を発行している（図-2）。

### (2) 制度で求める主な内容

BCP認定制度では、災害対応業務の円滑な実施や緊急事態への対応力を向上させるため、重要業務のタイムラインや応急体制について、評価要

認定対象	・建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にある ・中部地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格を有する建設会社
申し込み期間	2回/年
認定証有効期間	新規・継続ともに3年間
認定の方法	提出された書類により評価

図-2 BCP認定制度の概要

領に基づき、認定を行っている。

BCP 認定制度で求める主な内容は次のとおりである（図－3）。

① 被災の想定

自社の所在地がどのようなハザード（災害）を受ける土地にあるかを知り、被災を想定すること。

② 体制の構築

発災後、いつ・誰が・何をするのか、また安否の確認方法や組織の指揮命令系統等、災害対応の体制をあらかじめ構築し、社内で共有すること。

③ 資機材の調達

応急復旧活動に必要な不可欠な資機材や燃料等の備蓄・保管場所や調達先をあらかじめ決め、災害

時に連絡をとれるように準備すること。

④ 訓練の実施

事業継続計画（BCP）の実効性を高めるため訓練を実施し、課題等を抽出して解決策等を検討し、同計画を繰り返し見直していくこと。

(3) 制度の改定

BCP 認定制度では、令和5年2月末時点で258社を認定しているが、同局発注工事の受注実績を有する同業種区分の企業に対する割合では約5割にとどまっており、新規認定企業数は右肩下がり

の状況にある。制度創設から3年が経過し、申請者数が低下傾



図－3 事業継続力認定制度で求める主な内容

工事種別		等級
1	一般土木	B～C
2	アスファルト舗装	A～C
13	維持修繕	-

工事種別	等級	工事種別	等級	工事種別	等級	
1	一般土木	A～D	9	セメント・コンクリート	-	
2	アスファルト舗装	A～C	10	プレストレスト・コンクリート	-	
3	鋼橋上部	-	11	法面処理	-	
4	造園	A～B	12	塗装	-	
5	建築	A～D	13	維持修繕	-	
6	木造建築	-	14	河川しゅんせつ	-	
7	電気設備	A～C	15	グラウト	-	
8	暖冷房衛生設備	A～C	16	杭打	-	
				17	さく井	-
				18	プレハブ建築	-
				19	機械設備	-
				20	通信設備	-
				21	受変電設備	-
				22	橋梁補修	-

水色：新規に認定の対象となった工事種別 灰色：認定対象の等級を拡充した工事種別

図－4 認定対象となる建設会社（工事種別）の拡充

向にあることや、令和5年度は、令和2年度に認定した企業の継続申請の初年度という節目を迎えることから、さらなる強化を図るべく、BCP認定制度を改定している。

改定点は、認定対象工種の拡充（3工種→22工種）であり、これにより、自然災害発生時の全建設関係企業による地域の早期復旧・復興を目指すこととしている（図-4）。

なお、BCP認定制度については、必要に応じ適宜見直しを行う予定である。

### 3. 事業継続力認定企業の評価

前述したBCP認定制度の改定を踏まえ、「事業継続力認定企業の評価」を行うこととした。

建設会社における事業継続計画（BCP）の実効性を高めるには、企業規模を問わず、BCP認定企業数を増加させる必要があるため、全ての発注方式において加点評価し、港湾空港の工事種別で認定された場合についても加点評価することとした。

適用する発注方式及び評価基準は次のとおりである。

#### (1) 適用する発注方式

- ・技術提案評価型（S型・拡大）
- ・施工能力評価型（I型・II型）
- ・企業能力評価型
- ・チャレンジ型
- ・参加者確認型

#### (2) 評価基準

- ・「建設会社における災害時の事業継続力認定制



図-5 認定証イメージ

度」にて認定を受けた企業を評価する

- ・認定書の写しを提出することとし、認定期間が評価基準日を含む場合に評価する（認定書は中部地方整備局が発行したものに限り）（図-5）

### 4. おわりに

中部地方整備局では、公共工事の品質確保に加え、建設業の働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。

「事業継続力認定企業の評価」は、地域防災における担い手の参入を促す試行であり、今後、計画的なPDCAサイクルに基づく検証を行い、目的の達成度、工事成績への影響、受注者からの意見等を踏まえ、「改良」、「継続」、「統廃合」等を適宜判断していく予定である。

今後、BCP認定制度の活用を契機として、地域における建設会社の事業継続計画（BCP）の策定が促進され、地域の防災意識や防災力が向上し、来たるべき自然災害からの早期復旧、復興に向けた体制が早期に整えられることを切に願う。